4　競争に参加することができない者
⑴　建設工事
ア　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条の規定に該当する者
イ　建設業法第27条の23第１項の規定による審査を受けていない者
ウ　経営状態が著しく不健全であると認められる者
⑵　設計・コンサルティング業務
ア　予決令第70条の規定に該当する者
イ　業務に関し法律上必要とする資格を有しない者
ウ　経営状態が著しく不健全であると認められる者
5　競争参加者の資格及びその審査
⑴　建設工事についての一般競争（指名競争）参加者の資格及びその審査　一般競争（指名競争）に参加する資格を得ようとする者の等級の格付けは、建設工事の種類ごとに「一般競争参加者の資格」（平成13年１月６日文部科学大臣決定。以下「大臣決定」という。）第３条に掲げる資格審査の項目により審査し、予定価格の金額に応じ、一式工事業者（建設業法第２条第１項別表に規定する土木一式工事及び建築一式工事を請け負う者をいう。以下同じ。）にあっては、Ａ、Ｂ、Ｃ、Ｄの４等級に、一式工事業者以外の工事業者にあっては、Ａ、Ｂ、Ｃの３等級に格付けする。
⑵　設計・コンサルティング業務についての一般競争（指名競争）参加者の資格及びその審査　一般競争（指名競争）に参加する資格を得ようとする者の資格の決定は、業種区分ごとに大臣決定第33条に掲げる資格審査の項目により算定して得た点数を付与した上で、審査し決定する。
6　資格審査結果の通知
「一般競争（指名競争）参加資格認定通知書」により通知する。
7　資格の有効期間
令和７年４月１日から令和９年３月31日までとする。ただし、随時の受付においては資格の認定があった日から令和９年３月31日までとする。
8　その他
⑴　特定建設工事共同企業体又は設計共同体としての競争参加者の資格　特定建設工事共同企業体又は設計共同体としての競争参加者の資格を得ようとする者の申請方法等については、特定建設工事共同企業体により競争を行わせる工事又は設計共同帯により参加表明できる業務ごとに別に公示する。
⑵　会社更生法に基づく更生手続開始の決定又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者の取扱い　一般競争（指名競争）参加資格があるとの認定を受けている者であって、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の決定又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の決定を受けた者（以下「手続開始決定者」という。）は、文教施設企画・防災部長が定める手続により、再度の一般競争（指名競争）参加資格の申請を行うことができる。なお、手続開始決定者は、再度の一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていないときは、一般競争（指名競争）入札に参加することができない。
⑶　次の各号に掲げる場合の建設工事の申請については、郵送に限るものとする。
ア　申請者が経常建設共同企業体である場合。
イ　申請者が事業協同組合であり、かつ、官公需適格組合の証明を受けている組合であって、資格審査の項目の適用に当たり構成員の指定を行う場合。
ウ　申請者が合併等により新たに設立された会社等で、新たに申請を行う場合（合併等の後、既に再認定を受けている場合は除く。）。
合併等により新たに設立された会社等とは、次の①から⑤までに掲げる会社等をいう。
①　合併により新たに会社が設立された場合における新設会社又は合併によりその一方が存続した場合における存続会社
②　親会社がその営業の一部を独立させるため新たに子会社を設立し、子会社が親会社の当該営業部門を譲り受けたことにより、親会社の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における子会社
③　新たに会社が設立され、当該会社が他の会社の営業の全部又は一部を譲り受けたことにより当該営業を譲渡した会社の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における新設会社
④　既存の業者が他の業者から営業の全部又は一部を譲り受けたことにより当該営業を譲渡した業者の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における当該営業を譲り受けた業者
⑤　営業の全部又は一部を他の会社に承継させるために会社分割を行った会社の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における当該営業を承継した会社
エ　申請者が会社更生法に基づく更生手続開始決定又は民事再生法に基づく再生手続開始決定を受けたものである場合において、⑵に掲げる再度の認定を受けていないとき。
オ　申請者がグループ経営事項審査又は持株会社化経営事項審査を受けている場合。
⑷　次に掲げる場合の設計・コンサルティング業務の申請については、郵送に限るものとする。
申請者が会社更生法に基づく更生手続開始決定又は民事再生法に基づく再生手続開始決定を受けた者である場合において、⑵に掲げる再度の認定を受けていないとき。
⑸　令和６年能登半島地震に係る一般競争（指名競争）参加資格審査の特例　能登半島地震の影響を受けた建設業者（令和６年能登半島地震に際し災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された同法第２条第１項に規定する災害発生市町村の区域（石川県の区域に限る。）内に主たる営業所を置く建設業者であって、事業年度が令和５年10月29日から令和６年８月30日までの間に終了するもの）について、令和６年９月１日から令和７年３月31日までの間に限り、令和４年10月28日の直後の事業年度終了の日以降に経営事項審査を受けていれば足りることとする。

別記
郵送による申請の提出場所
〒100―8959 東京都千代田区霞が関３―２―２　文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部施設企画課契約情報室監理係　電話番号03―5253―4111　内線3699
電子メールによる申請の提出先
k-shikaku@mext.go.jp
文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部施設企画課契約情報室監理係

競争参加者の資格に関する公示

中央合同庁舎第６号館Ｂ棟リニューアル（Ｒ６）設計業務に係る設計共同体としての競争参加者の資格（以下「設計共同体としての資格」という。）を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。
令和６年10月23日
国土交通省大臣官房官庁営繕部長
佐藤　由美
◎調達機関番号　020　◎所在地番号　13
1　業務概要
⑴　業務名　中央合同庁舎第６号館Ｂ棟リニューアル（Ｒ６）設計業務
⑵　業務内容　本業務は、以下の内容を行うものである。
・中央合同庁舎第６号館Ｂ棟における使用調整に伴う大規模リニューアル（改修対象面積約8,500㎡）の建築、電気設備、機械設備の基本設計及び実施設計等
⑶　履行期間　契約締結の翌日から令和８年３月27日まで
2　申請の時期
令和６年10月23日から令和６年11月12日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）。
なお、令和６年11月13日以降当該業務に係る技術提案書の提出の時まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）においても、随時、申請を受け付けるが、当該提出の時までに審査が終了せず、技術提案書を提出できないことがある。
3　申請の方法
⑴　申請書の入手方法　「競争参加資格審査申請書（建設コンサルタント業務）」（以下「申請書」という。）は、令和６年10月23日から国土交通省大臣官房官庁営繕部管理課契約第二係（東京都千代田区霞が関２―１―２中央合同庁舎第２号館13階　メールアドレス：hqt-kantyoueizen-keiyaku@gxb.mlit.go.jp）において設計共同体としての資格を得ようとする者に交付する。